

新 旧 対 照 表

消防局火災予防課

現行	改正（案）
<p>（変電設備）</p> <p>第 11 条 屋内に設ける変電設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び次条に規定するものを除く。以下同じ。）の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>(4) <b>キュービクル式のもの</b>にあつては，建築物等の部分との間に換気，点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)から(12)まで （略）</p> <p>2 及び 3 （略）</p>	<p>（変電設備）</p> <p>第 11 条 屋内に設ける変電設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び次条に規定するものを除く。以下同じ。）の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>(4) 建築物等の部分との間に換気，点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)から(12)まで （略）</p> <p>2 及び 3 （略）</p>
<p>（急速充電設備）</p> <p>第 11 条の 2 <b>急速充電設備（電気を設備内部で変圧して，電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。</b></p>	<p>（急速充電設備）</p> <p>第 11 条の 2 <b>急速充電設備（電気を設備内部で変圧して，電気自動車等（電気を動力源とする自動車，原動機付自転車，船舶，航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。）をいい，分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で，変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては，充電ポストを含む。以下同じ。）の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。</b></p>

(1) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。

(3) (略)

(4) 雨水等の浸入を防止する措置を講ずること。

(5) (略)

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合に充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等との接続部に電圧を加えている間は、接続を維持する措置を講ずること。

(8)から(10)まで (略)

(11) 手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴

(1) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものの充電ポスト

(2) その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3) (略)

(4) その筐体は、雨水等の浸入を防止する措置を講ずること。

(5) (略)

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合に充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧を加えている間は、接続を維持する措置を講ずること。

(8)から(10)まで (略)

(11) 手動で緊急停止させることができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するもの

う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタ  
ーに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)及び(15) (略)

(16)蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について  
次に掲げる措置を講ずること。

アからエまで (略)

(新設)

(17)及び(18) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が  
4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電  
槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければ  
ならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつ  
ては、耐酸性の床又は台としなければならない。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止の措置を講じた  
キュービクル式のものとしなければならない。

にあつては、この限りでない。

(14)及び(15) (略)

(16)蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵し  
ているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を  
講ずること。

アからエまで (略)

(17)分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保  
安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

(18)及び(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの  
及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のも  
のであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する  
基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以  
下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂が生じ、又は破  
損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を  
用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設  
けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上  
及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止  
措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防  
長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)

(新設)

のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(喫煙等)

第23条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて図記号による標識を設けるときは、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識又は健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識の設置

5 前項第2号に規定する「喫煙所」と表示した標識と併せて図記号による標識を設けるときは、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するため消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6及び7 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

(1)から(15)まで (略)

(16)蓄電池設備

(17)及び(18) (略)

別表第3 (第3条, 第18条関係)

(略)				
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃	開 放 式	(略)

らない。

6 第4項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するため消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

7及び8 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

(1)から(15)まで (略)

(16)蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(17)及び(18) (略)

別表第3 (第3条, 第18条関係)

(略)				
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃	開 放 式	(略)

			据置型レンジ	21 kW以下	80	0	—	0	
上記に分類されないもの			(略)						
(略)									

別表第4から別表第6まで 削除

別表第7 (第23条関係)

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒，斜めの帯及び枠は赤，地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒，斜めの帯及び枠は赤，地は白

			据置型レンジ	21 kW以下	80	0	—	0	
固体燃料	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		100	50	50	50	
	可燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		80	30	—	30	
上記に分類されないもの			(略)						
(略)									

別表第4から別表第7まで 削除

喫煙所である旨の表示		記号は黒，地は白
------------	---	----------

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める日から施行する。

(1) 第23条及び別表第4から別表第7までの改正規定並びに付則第6項及び付則第7項の規定 公布の日

(2) 第11条の2第1項の改正規定(同項第4号の改正規定を除く。)及び付則第3項の規定 令和5年10月1日

(3) 第11条第1項第4号，第11条の2第1項第4号，第13条，第44条第16号及び別表第3の改正規定並びに次項，付則第4項及び付則第5項の規定 令和6年1月1日

(経過措置)

2 第11条第4号の改正規定の施行の際現に設置され，又は設置の工事がされている燃料電池発電設備(水戸市火災予防条例第8条の3第1項に規定する燃料電池発電設備をいう。)，変電設備(同条例第11条第1項に規定する変電設備をいう。)，内燃機関を原動力とする発電設備又は蓄電池設備(改正後の第13条第1項に規定する蓄電池設備をいい，付則第5項の規定の適用を受けるものを除く。付則第4項において同じ。)であって，改正後の同号(同条例第8条の3第1項及び第3項，第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項並

びに改正後の同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第11条の2第1項の改正(同項第4号の改正規定を除く。)規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備(改正後の同項に規定する急速充電設備をいう。)に係る位置、構造及び管理に関する基準については、なお従前の例による。

4 第13条第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備であって、改正後の同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 改正後の第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、同項の改正規定の施行の際現に設置されているもの及び付則第1項第3号に定める日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたものであって、改正後の同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

6 改正後の第23条第4項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「標識又は」とあるのは「標識、」と、「喫煙専用室標識」とあるのは「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。

7 第23条の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている水戸市火災予防条例第23条第2項又は改正後の同条第4項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号による標識のうち、



改正後の同条第3項又は第5項の規定に適合しないものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。